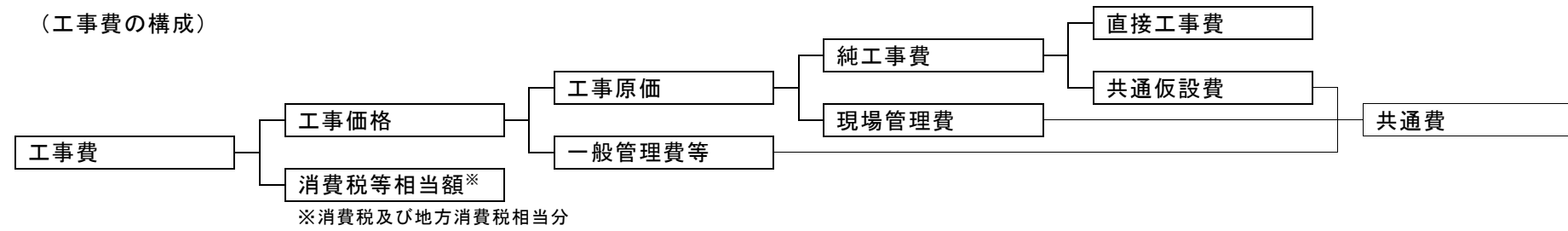


〔参考〕 公共住宅建築工事積算基準と公共建築工事積算基準の共通費について



項目	公共住宅建築工事積算基準				公共建築工事積算基準（新営建築工事）				公共建築工事積算基準（改修建築工事）									
共通仮設費率	直接工事費		1千万円以下	1千万円以上	直接工事費		1千万円以下	1千万円以上	直接工事費		5百万円以下	5百万円以上						
			上限	6.27 %	12.311 × P <sup>-0.073279</sup>			上限	4.33 %	5.78 × P <sup>-0.0313</sup>			上限	6.07 %	11.74 × P <sup>-0.0774</sup>			
	共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率				共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率				共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率			
			下限	4.34 %	8.525 × P <sup>-0.073279</sup>			下限	3.25 %	4.34 × P <sup>-0.0313</sup>			下限	3.59 %	6.94 × P <sup>-0.0774</sup>			
		算定式 Kr=16.331 × P <sup>-0.200</sup> × T <sup>0.421</sup> ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は1千万円として扱う T：工期（か月） Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 Kr=7.56 × P <sup>-0.1105</sup> × T <sup>0.2389</sup> ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は1千万円として扱う T：工期（か月） Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 Kr=18.03 × P <sup>-0.2027</sup> × T <sup>0.4017</sup> ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は5百万円として扱う T：工期（か月） Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。								
共通仮設費率に含む内容	準備費	整地整理，その他準備に要する費用			準備費	整地整理（新営の場合），その他準備に要する費用			準備費	整地整理（新営の場合），その他準備に要する費用								
	仮設建物費	現場事務所，倉庫，下小屋，作業員施設等に要する費用，ただし，設計図書によるイメージアップ費を除く。			仮設建物費	監督員事務所（敷地内），現場事務所（敷地内），倉庫，下小屋，作業員施設等に要する費用，ただし，設計図書によるイメージアップ費を除く。			仮設建物費	監督員事務所（敷地内），現場事務所（敷地内），倉庫，下小屋，作業員施設等に要する費用，ただし，設計図書によるイメージアップ費を除く。								
	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし，設計図書によるイメージアップ費用を除く。			工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし，設計図書によるイメージアップ費用を除く。			工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし，設計図書によるイメージアップ費用を除く。								
	環境安全費	安全標識，消火設備等の施設の設置，隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用			環境安全費	安全標識，消火設備等の施設の設置，隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用			環境安全費	安全標識，消火設備等の施設の設置，隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用								
	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等			動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等			動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等								
	屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用			屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用			屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用								
	機械器具費	共通的な工事用機械器具費（測量機器，揚重機械器具，雑機械器具費）に要する費用			機械器具費	測量機器及び雑機械器具費に要する費用			機械器具費	測量機器及び雑機械器具費に要する費用								
	その他	コンクリートの圧縮試験費，鉄筋の圧接試験費，その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用			その他	コンクリートの圧縮試験費，鉄筋の圧接試験費，その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用			その他	コンクリートの圧縮試験費，鉄筋の圧接試験費，その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用								
現場管理費率	純工事費		1千万円以下	1千万円以上	純工事費		1千万円以下	1千万円以上	純工事費		5百万円以下	5百万円以上						
			上限	12.52 %	19.188 × Np <sup>-0.046328</sup>			上限	20.13 %	75.97 × Np <sup>-0.1442</sup>			上限	26.86 %	184.58 × Np <sup>-0.2263</sup>			
	現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率				現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率				現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率			
			下限	8.52 %	13.061 × Np <sup>-0.046328</sup>			下限	10.01 %	37.76 × Np <sup>-0.1442</sup>			下限	12.70 %	87.29 × Np <sup>-0.2263</sup>			
		算定式 Jo=26.363 × Np <sup>-0.181</sup> × T <sup>0.443</sup> ただし、Jo：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は1千万円として扱う T：工期（か月） Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 Jo=151.08 × Np <sup>-0.3396</sup> × T <sup>0.5860</sup> ただし、Jo：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は1千万円として扱う T：工期（か月） Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。				算定式 Jo=356.20 × Np <sup>-0.4085</sup> × T <sup>0.5766</sup> ただし、Jo：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は5百万円として扱う T：工期（か月） Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。								
一般管理費等率	工事原価		5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える													
	一般管理費等率		17.24 %	一般管理費等率算定式により算定された率		8.43 %												
			算定式 Gp=28.978 - 3.173 × log (Cp) ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（千円） Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。															
<p>※契約保証費については（神戸市工事請負契約約款第4条を採用する場合）、工事原価に契約保証費率（0.04%）を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。</p> <p>※公共住宅のみ：「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。</p>																		